建設業の再生に向けた基本指針(概要)

1.趣 旨

過剰供給構造にある建設業の再生を進めるため、市場を通じた淘汰 の促進を図りつつ、安易な企業救済とならないよう再生可能な企業に しぼって事業再生を支援。

2.対象

当面緊急に取り組む必要のある主として大手、準大手ゼネコン 等を対象。

3.主な内容

(1) 建設業の再生の基本的方向

建設市場は縮小局面にあり過剰供給構造。企業の収益性も低下。このため、

市場の縮小に対応した事業内容の見直しによる収益力の強化、

経営基盤強化のための企業間連携

が基本的課題。

(2) 建設業の再生に向けた施策の基本的枠組み

市場を通じた淘汰の促進

市場を通じた淘汰の促進を図るため、必要な環境整備を推進。

経営基盤の強化等に向けた企業の取組の促進

合理的な組織再編を行えるよう環境整備を推進。

事業再生に対する支援

安易な企業救済とならないよう再生可能な企業について 過剰供給構造の是正に資するよう実施。

(3) 事業再生に対する支援の指針

産業再生機構による債権買取等の支援は、安易な企業救済とならないよう「企業・産業再生に関する基本指針」に定める 生産性向上基準、財務健全化基準に加え、以下の基準を要件。

過剰供給構造の是正

過剰供給構造の是正のため、

- イ 事業規模の縮小(但し、縮小傾向にない分野に特化した場合を除く) 又 は
- ロ 2以上の企業の経営統合・事業再編

再生の確実性

経営再建計画が市場の信頼を得られるよう(中途半端な再生とならないよう)

イ【収益性】(売上高営業利益率など利益率を表す指標) ロ【安定性】(自己資本比率など資本の安定度等を表す指標) 八【健全性】(固定比率など固定資産と資本の関係を表す指標)

が経営再建計画(3年以内)の終了時点に、平均的水準に近い 水準となること。

(4) 中小・中堅建設業の再生

今後は地方の中小・中堅建設業も淘汰・再編が不可避。このため、 中小・中堅建設業の再生に向けて

不良・不適格業者の排除の徹底

経営革新の推進

連携の促進

事業再生支援

セーフティネットの整備

等を推進。